

# 家庭の教育力の向上

20年度予定額 1,485百万円

## 背景

### ○家庭の教育力の低下

都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

### ○改正教育基本法（家庭教育）

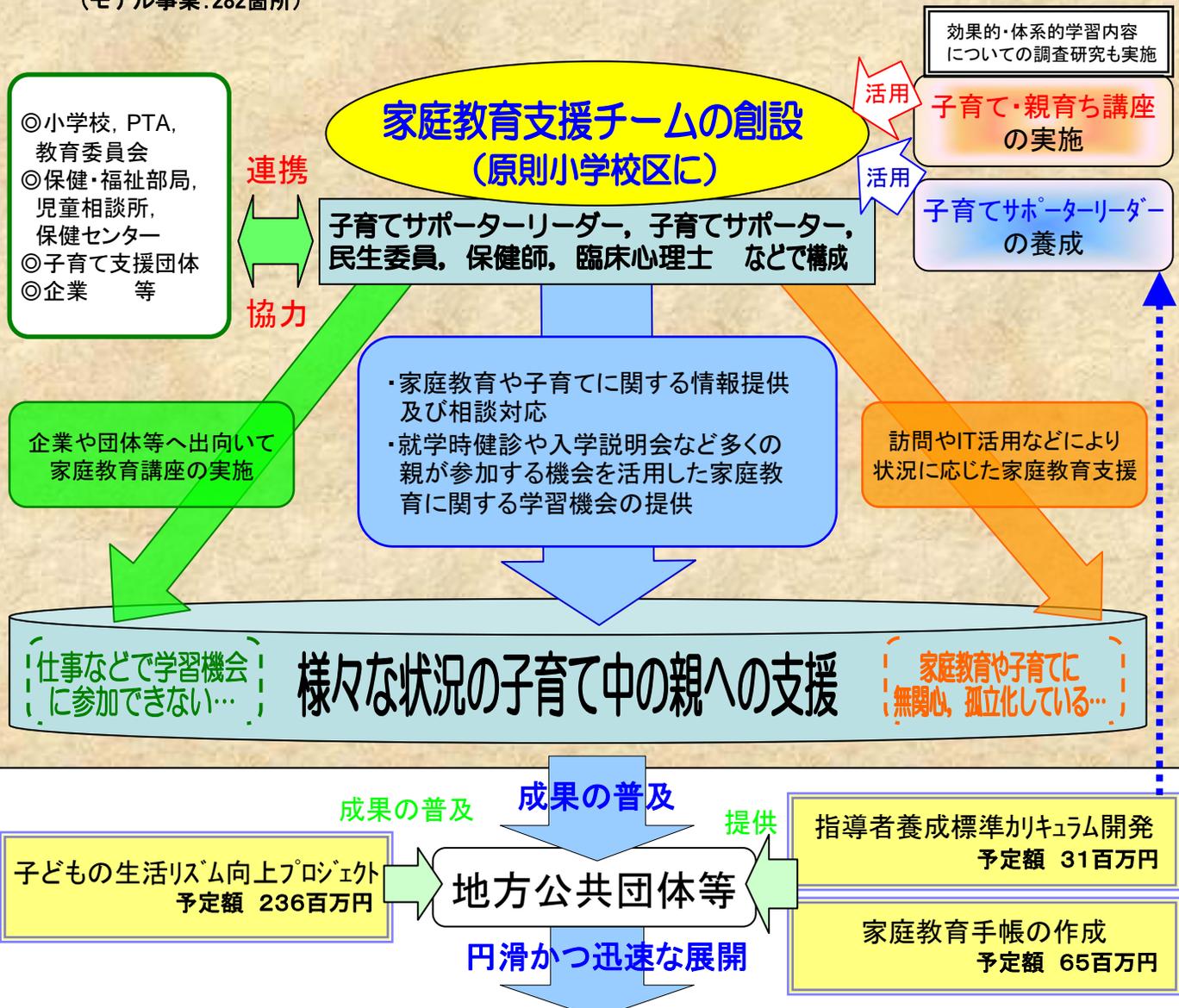
第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## 地域における家庭教育支援基盤形成事業

～ すべての親へのきめ細かな家庭教育支援手法の開発 ～ 予定額 1,153百万円

(モデル事業:282箇所)



地域において行われている家庭教育支援事業の活性化による一層の充実

# 「多くの親等が集まる機会を活用した学習機会の提供」 ～ 家庭教育支援総合推進事業から～

## ○就学時健診等の機会を活用した子育て講座 ～小学校入学前の親の心得～（千葉県成田市）

千葉県成田市では、学校説明会の機会を利用して、就学前の子どもをもつ親向けの講座を実施した。

元小学校教諭や保育・幼稚園長、主任児童委員、医師などを講師に迎え、小学校期の親のあり方や生活習慣、しつけ、愛情の大切さについての講話を行った。

学校説明会の機会を利用したことで、入学予定者の保護者の9割以上が参加し、『子どもをほめることの大切さを理解しました』、『子どもが病気になったときの親の対応の仕方について聞いてよかったです』などの感想が寄せられている。



## ～子どもの心を育てる親の関わり～（北海道女満別町）

北海道女満別町では、幼稚園と連携して就学前の子どもをもつ親を対象に、「健やかな子どもの成長を願って」、「就学前の子ども達との関わり」などと題して学習講座を行った。

この取組は、学校教育に対する不安や悩みを話し合い、親が子育てに自信を持つことができるようになることを目的に開かれたもので、事前に年長組の保護者や、幼稚園教諭と打合せを行い、参加者のニーズに応えた企画運営を行った。

事前の打合せが効果的に反映され、参加者の学習意欲も高く、熱心に参加していた。また、子どもの発達に関する質問も多く出されたが、最終的に小学校入学の準備に自信を持つことができたようであった。



# 「子育てサポーターリーダーの養成」

## ～ 家庭教育支援総合推進事業から ～

### ○主な活動内容

- 子育てサポーター同士の情報交換を行う交流会の開催や、子育てサポーター養成講座の講師として参加
- 地域の子育てサークル等が行う子育てに関する学習会や研修会等の活動支援
- 子育てに関する相談や、保健師等と連携した、訪問型の子育て支援活動の実施

### ○子育てサポーター同士の情報交換を行う交流会の開催などの取組

青森県青森市では、市の教育センターの一角に、子育てサポーターリーダーの活動拠点となる「子育てサポートセンター」を設け、毎週火曜日と金曜日に3名の子育てサポーターリーダーが子育て相談などの子育て支援活動を行っている。

また、子育てサポーター同士の意見交換や情報交換を行う場として、月1回の交流会を開催するほか、市内の子育てサークルやPTAが実施する子育て講座への講師としての参加や、母子保健福祉部局と連携した、子育て講座の企画運営（講座内容の企画立案、講師選定、参加募集など）を行っている。



# 「放課後子どもプラン」平成20年度予定額の概要

## 《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と緊密な連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を着実に推進するため、文部科学省と厚生労働省が連携して、平成19年度に引き続き、20年度においても必要経費を措置。
- 実施主体である市町村において、学校の余裕教室や地域の児童館、公民館等も活用して、地域のボランティアなどの協力を得ながら、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

## 平成20年度予定額のポイント

※【】内が事業担当省

### 「放課後子どもプラン推進事業」

#### 事業内容

#### 放課後子ども教室推進事業 【文部科学省】

#### 放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】

#### 趣旨

▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

▽全国全ての小学校区での実施に向け、20年度も必要な支援措置を講じる。

▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)

▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

#### 予定額

77.7億円(68.2億円)

国庫補助金  
(補助率1/3)

186.9億円(158.5億円)

#### か所数

15,000か所[5,000か所増]

原則としてすべての小学校区での実施を目指す

20,000か所[前年度同]

#### ソフト面

- 全国展開に向けた取組支援
  - ・全小学校区での実施に向け、残りの5千カ所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援
- 学習支援の充実
  - ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実
- 安全管理員等への支援の充実
  - ・地方がより取り組みやすくなるよう、謝金単価を充実

- 長時間開設加算の改善
  - ・夏休み等の長期休業期間や授業日(平日)の延長時間に応じた加算制度の創設・改善
- 発達障害児等の受入の更なる推進
  - ・障害児対応の指導員をクラブ単位での配置から、市町村の責任の基に配置する補助方式に変更
- 長期休業期間中の開所促進や大規模クラブの解消
  - ・250日未満開所のクラブや71人以上の大規模クラブへの21年度での補助の廃止

#### ハード面

- 「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の実施
- 学校の敷地内等に新たに施設を設置する際の創設か所数の増
- 設置・実施主体制限の緩和
  - ・「市町村」→「市町村、社会福祉法人等」

### 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】

# 「放課後子どもプラン」取組事例 【東京都品川区“すまいるスクール”】 ～留守家庭等児童を包含する一体的な取組～

## <主旨>

「家では一人でテレビゲームばかり」「塾や習い事で友だちと一緒に遊べない」「大勢の友だちと遊びたい」「土曜日はどうして過ごすか」「自宅でなかなか学習ができない」、そのような声に応え、平成13年度より「すまいるスクール」を開設しています。

学校施設を活用し、放課後や土曜日、夏休みや冬休みなどに児童が、一緒にのびのび過ごせる居場所です。遊びやスポーツだけでなく、学習も含め魅力有る内容で実施しています。放課後児童健全育成事業としても位置づけ、さらに充実を図っています。

## 【概要】

### 実施箇所

区内全小学校(40校)で実施  
小学校内のすまいる専用室、校庭、体育館などを活用

### 対象

小学1年生から6年生までの児童を対象  
区内在住の国立や私立の子も対象

### 事前の届出

参加登録申込書を提出  
登録時参加費、保険料として1,100円が必要

### おやつ、連絡帳

原則として無し

### 利用時間

- ・学校がある日 放課後 ～午後5時まで  
(留守家庭等は6時まで)
- ・学校が休みの日 午前9時～午後5時まで  
(留守家庭等は午前8時半から)

### 参加人数

H19. 6

すまいるスクール

8,381人

うち他校在籍児童 53人

うち留守家庭 4,494人

区内児童数約1万2千人のうち、約8千4百人が登録(約7割)

## 【職員配置】H19. 6現在

区(教委)職員(指導員)42名(正規40名、再任用2名) ← 元、「放課後児童クラブ」指導員  
非常勤職員(教員免許等有資格)60名

非常勤職員(教員免許等無し)72人 ← 31校は人材派遣会社(テンプスタッフ(株)等)へ委託し、  
別途人材を確保(1校7～8人の体制)

## 【活動内容】

### 「フリータイム」

プレイルーム等の室内では折り紙、お絵かき、オセロ、自習、学習など自由に過ごします。  
授業に使用しない場合は、校庭や体育館でも体を動かして遊ぶことができます。

### 「勉強会」

算数や国語の授業の復習などをします。時間は約45分。各学年週1～2回あります。(週1回の学年—500円/月、週2回の学年—800円/月)

### 「教室」

パソコン、英会話、軽スポーツなど、学校ごとに各種教室を実施します。(教材費等実費)

## 【実施例】

### 7月の予定表

月	火	水	木	金	土
2	3 勉強会3年生3:00 勉強会5年生4:00	4 勉強会4年生3:00 勉強会5年生4:00 七夕かざり～6日	5 勉強会2年生3:00 すまいる保護者会 4:00～	6 勉強会1年生2:00	7 ゲートボール 教室10:00～
9	10 勉強会3年生3:00 勉強会5年生4:00	11 勉強会4年生3:00 勉強会5年生4:00	12 勉強会2年生3:00 囲碁・将棋教室 4:00～	13 勉強会1年生2:00	14 ★
16	17 勉強会3年生3:00 勉強会5年生4:00	18 勉強会1年生2:00 勉強会4年生3:00 勉強会5年生4:00	19 勉強会2年生3:00	20 終業式 給食終了(学校)	21 ★
23 ★ 夏休み開始 勉強タイム9:00 ～9:45	24 ★ 勉強タイム 工作を楽しもう 10:30～	25 ★ 勉強タイム 工作を楽しもう 10:30～	26 ★ 勉強タイム 工作を楽しもう 10:30～	27 ★ 勉強タイム 工作を楽しもう 10:30～	28 ★ 料理教室 10:30～
30 ★ 勉強タイム	31 ★ 勉強タイム				

★印の日は、午前9:00から利用できます

# 「放課後子どもプラン」取組事例

## 【東京都豊島区“子どもスキップ”】

### 豊島区子どもプラン一次世代育成支援行動計画

平成17年4月に、子どもの視点に立った施策の展開、家庭での子育ての充実と、学校等での生活の充実と各施設の有効活用、地域ぐるみで子どもたちの成長への関わりと子育て支援という理念(ねがい)のもとに策定。(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画)

豊島区子どもプランに基づいた事業計画

### 【子どもスキップ(SKIP:Space for Kid's Ideal Play)】

(子どもスキップとは)

小学校施設を活用して、全児童を対象とする育成事業と学童クラブを総合的に展開し、児童の自主的な参加のもとに遊びを通して子どもたちが交流を広げる事業。

### 【子どもスキップの運営内容】 **ポイント:学童クラブと全児童対策が併存**

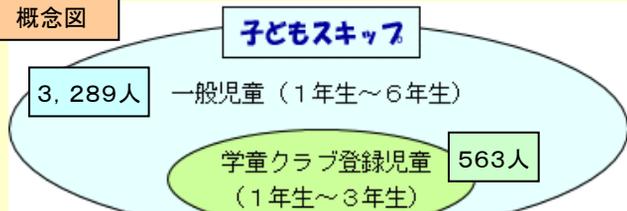
#### 実施場所

区内12箇所(平成19年6月現在)  
 <小学校の教室、校庭、体育館、図書館などを活用>

#### 対象

小学1年生から6年生までの児童を対象

#### 概念図



※区内児童数3,476人のうち、3,289人が届出(95%)

#### 事前の届出

利用希望者は、利用を希望する子どもスキップ(各小学校区毎)への事前の届出が必要。

#### 活動場所

- ①拠点となる部屋(教室等を活用)  
 コアスペース(事務スペース・学童クラブスペース)  
 セカンドスペース(一般利用児童の使用スペース)
- ②校庭、体育館
- ③その他図書室等  
 (学校開放の一環として実施)

#### 活動内容

セカンドスペース:ボードゲームなどの遊具や本を用意  
 校庭:野球やサッカー、一輪車 など  
 体育館:バドミントンやバスケットボール など  
 その他:定期的に特色あるプログラムの実施

#### 利用時間(一般利用)

- ・月曜日～金曜日 授業終了後～校庭開放終了時
- ・夏休み・冬休み 午前10時～校庭開放終了時
- ・土曜日 午前10時～午後5時

※学童クラブについては、月額として利用料3,000円、間食料1,000円(希望者)が必要。(学童クラブ以外は無料)

### 地域子ども懇談会

地域の教育力向上のため、各小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を設置し、事業へのアドバイスや子どもたちの見守り等について地域の協力を得る。(年間2～3回程度開催)

【構成員】町会長、育成委員、児童委員、学校長、PTA会長、行政

【具体的な活動】ボランティアマップの作成、「放課後子ども教室」開催の手伝い、下校の際の見守り 等

子どもスキップの実施

学校や施設の状況に応じて下記の3パターンで実施

#### 【隣接型】

学校と至近距離にある公的施設(旧児童館等)と、校舎内の教室や校庭・体育館などを使って事業展開するパターン

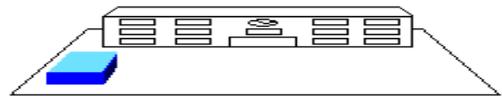


コアスペース  
 (学童クラブ専用部屋)  
 セカンドスペース  
 (全児童の活動部屋)

校庭・体育館等  
 (全児童の活動場所)

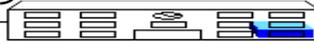
#### 【敷地内型】

学校敷地内にある施設と、校舎内の教室や校庭・体育館などを使って事業展開するパターン



#### 【校舎内型】

学校内の教室と、校庭・体育館などを使って事業展開するパターン



# 「放課後子どもプラン」取組事例【岐阜市「放課後チャイルドコミュニティ」】

## 事業の内容

・3つの事業を「放課後チャイルドコミュニティ」として実施

### 放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、子どもに体験の場・交流の場・遊びの場を提供する

### 放課後学びの部屋

放課後の図書室を利用し、子ども自らの意思で読書や学習ができる場を提供する

### 留守家庭児童会

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供する

## 岐阜市放課後チャイルドコミュニティ推進委員会

### 〔委員〕

小学校長会、自治会、青少年育成市民会議、民生委員協議会、公民館連絡協議会、PTA関係者等

### 〔検討の内容〕

- ・事業の実施方針、事業計画、安全管理策、研修会等を検討
- ・実態の把握、問題点の克服方法、実施後の評価等を検討

### 推進コーディネーター

### 支援

### 相談

### 運営委員会(各小学校区)

### 校区コーディネーター

地域の方々(青少年育成市民会議、民生委員、PTA、コーディネーター等)からなる委員会を設置し、プランの策定、活動内容等について実施・検討

円滑な実施を図るため、連絡調整、ボランティア等の確保、活動プログラム等について指導・助言

### 実施・検討

### 調整

うずら

### 鶺小学校での取組事例

### 放課後子ども教室推進事業

#### 〔対象〕

- 1年生～6年生の希望する児童
- ・授業が終了次第、順次活動場所に集合
  - ・放課後子ども教室開始までは自由遊び

14:00

#### のびのびうずらっこ

#### 〔場所〕

- ・体育館、運動場、余裕教室等

#### 〔活動内容〕

- ・ゲーム、工作、ニュースポーツ等

#### 〔指導体制〕

- ・安全管理員、地域ボランティア

#### 鶺小学校 学びの部屋

#### 〔場所〕

- ・学校の図書室を活用

#### 〔活動内容〕

- ・放課後の図書室「学びの部屋」で、読書や学び合い等の自主学习

#### 〔指導体制〕

- ・学習アドバイザー

### 連携

### 放課後児童健全育成事業

#### 〔対象〕

- ・1年生～3年生の留守家庭児童

#### 留守家庭児童会

#### 〔場所〕

- ・「留守家庭児童会」の専用ルーム  
(学校の余裕教室、児童館、公民館等に設置)

#### 〔活動内容〕

- ・宿題、読書、遊び等を通して基本的な生活習慣を身につけるよう生活指導

#### 〔指導体制〕

- ・専任指導員

#### 〔保護者負担〕

- ・5,000円  
(6時までの預かりは7,000円)

自由に参加可能

各学校の集団下校時刻等に合わせ下校

18:00

# 「放課後子どもプラン」取組事例

【広島県三原市「放課後子どもプラン事業推進チーム」の設置】

## 【概要】

### (1) 三原市「放課後子どもプラン事業」推進チームの設置

・市長の発案・主導により、総合的な放課後対策を推進するため「放課後子どもプラン事業」推進チームを、プロジェクトチームとして市に設置。

【委員】・教育次長をリーダーとして、16人で構成  
・4人1組の班とし、1組が4校を担当  
※市教育委員会(生涯学習課)、市長部局(市民生活課、子育て支援課)等、計7課が参画

【内容】(1)コーディネーターの活動支援  
(2)各校区運営委員会の設立支援、委員会開催の準備の支援、委員会出席  
(3)放課後子ども教室開設の支援、活動内容の充実支援等

### (2) 事業計画

・2年間で、市内すべての小学校(30校)での放課後子ども教室の開設を目指し、各校区運営委員会や放課後子ども教室の支援等を行う。

H19年度

放課後児童クラブを行っていない16校での実施

H20年度

市内すべての学校(30校)での実施

## 【実施体制】

### 放課後子どもプラン運営委員会

【委員】学識経験者、校区運営委員会、校長会、PTA、コーディネーター、放課後児童クラブ関係者等、15人で構成

【内容】(1)事業計画の策定  
(2)両事業の連携方策の検討  
(3)事業実施後の検証、評価等

### コーディネーター

退職校長や教頭等の学校関係者を、コーディネーターとして配置(4校区に1人)。学校や関係機関、児童クラブなどとの調整等を担う。

活動支援

連携・調整

### 校区運営委員会

【委員】学校関係者、PTA、学校評議員、老人クラブ、ボランティア団体等、10人前後で構成

【内容】運営方法、スタッフの確保、活動内容等の検討

### 放課後児童クラブ

連携

実施・検討

20年度に向け、連携の在り方を検討

### 放課後子ども教室

【対象】

・実施校へ通学する1~6年生

【場所】

・体育館、図書室、余裕教室等

【活動内容】

・学習(宿題等)、読書、スポーツ、昔遊び等

【指導体制】

・安全管理員、学習アドバイザー

(各1名ずつ。保護者をはじめとした地域住民ボランティア)

放課後子ども教室は、放課後児童クラブのない小学校区に設置しているため、具体的な連携は、現在のところしていない。

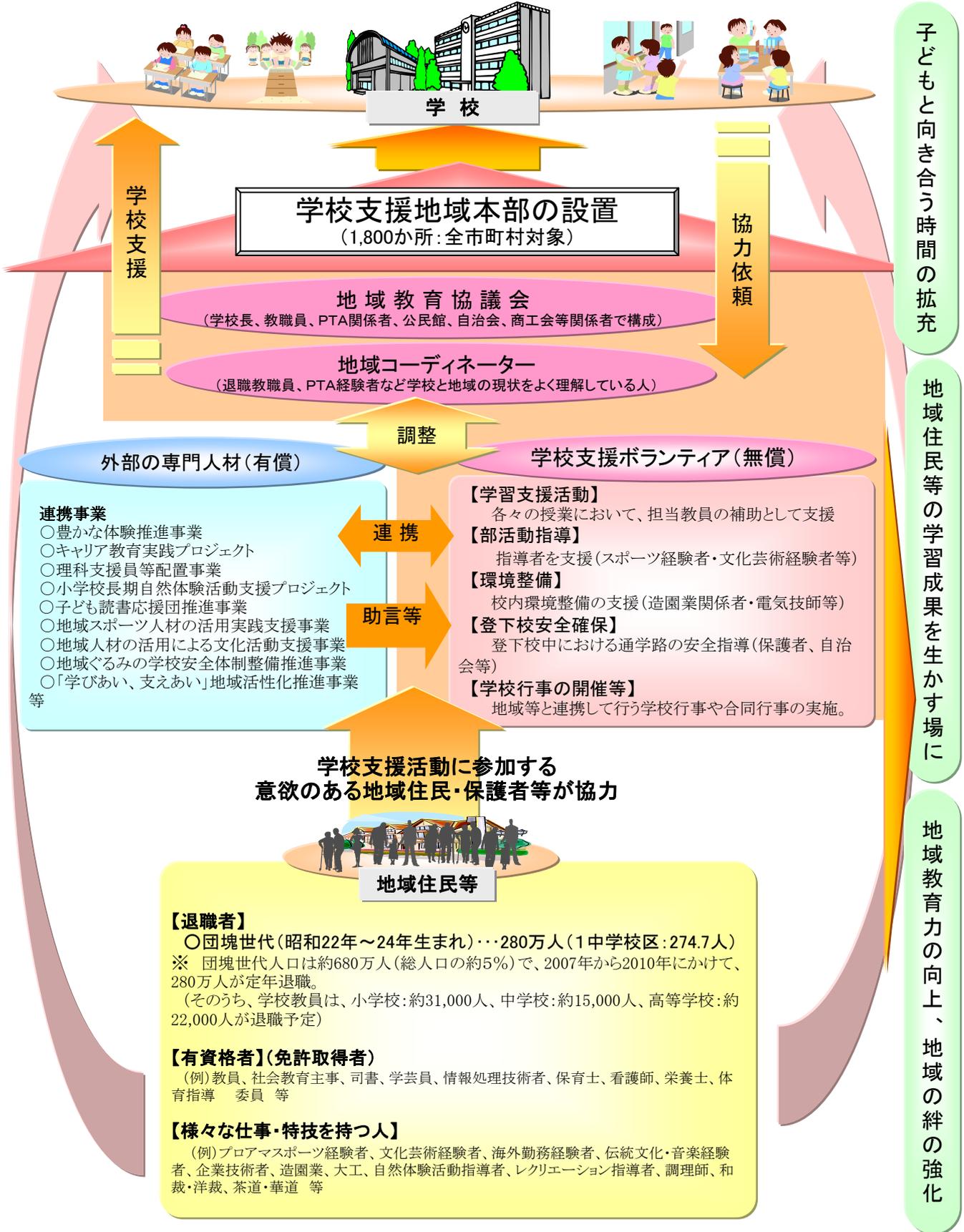
放課後子どもプラン事業推進チーム

運営支援

# 学校支援地域本部事業

— 地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備 —

(新規)  
20年度予定額 5,040百万円



# 学校と地域の協働による教育活動推進事業

— 青森県教育委員会 —

青森県教育委員会では、「学校支援ボランティア」の活動の広がりをとおして、未来の子どもを担う子どもたちの育成と地域の教育力の向上、地域の活性化に向けた環境づくりが進められている。

## 本事業の特色

- ① できる人が、できるときにできることを支援
- ② 人から強制されるのではなく、自発的意志に基づく活動
- ③ 先生や子どもと一緒に活動し、学校をよりよくしていく活動
- ④ ボランティア自身の経験や専門性を生かす活動
- ⑤ 地域コミュニティを活性化する方法

## 学校支援ボランティアコーディネーター

学校教育活動のねらいと学校支援ボランティアの活動に対する思いや考えをつなぐ役割を担う者として、学校支援ボランティアコーディネーターを設置している。

なお、コーディネーターは、地域との窓口となる教職員が担う場合がある。



## 学校支援型

### 【学習アシスタントタイプ】（※専門的な知識や技術は必要としない。）

○子どもたちの学習活動を効率よく進めるために、教師の指導を手助けする。

（事業例）

ドリル学習の採点補助、特別な支援を要する子どもの指導補助、校外学習の引率補助、家庭科の実習の補助、放課後の補充学習の補助など



### 【ゲストティーチャータイプ】（※専門的な知識や技術が必要とする。）

○子どもたちの学習の理解を深めるために、直接学習指導を行う。

（事業例）

地域の歴史学習の指導、特産品を活用した社会科・理科学習の指導、短歌や俳句などの指導、戦争体験などのお話、英会話指導、伝統芸能の指導、パソコンの指導、部活動の指導など



## 環境支援型

### 【環境サポータータイプ】（※専門的な知識や技術は必要としない。）

○安全で快適な学習環境を整備する。

（事業例）

学区内のパトロール、図書室の整理、花壇の整備、校舎の窓ふき、教材・教具の修理など



### 【施設メンテナータイプ】（※専門的な知識や技術を必要とする。）

○専門性を発揮しながら、施設の設備の維持管理を支援する。

（事業例）

校舎の補修、飼育小屋づくり、壁紙の張り替え、パソコンの管理、ホームページの作成・更新、植木の剪定など



（資料）「はじめよう学校支援ボランティア」（青森県教育委員会）より作成。

## 杉並区立和田中学校における学校支援本部について

杉並区立和田中学校（校長 藤原和博）では、学校を核にした「市民」社会づくりを目指し、土曜日の学習サポート、学校図書館の司書業務サポート、校内の緑地化など市民が積極的に学校支援活動を実施している。

### 【学校支援本部とは】

100名以上のボランティアをネットワーク化し、「土曜日寺子屋（ドテラ）」などの取組を核としながら、学校支援を行う組織

※ 平成15年3月に都内公立中学校で初の民間人の現校長が赴任。当時のPTA関係者が新しい校長を支援したことが始まり

### 【学校支援本部の取り組み】

学校支援本部（活動拠点：視聴覚準備室）

※役員は、事務局長のほか、会計、庶務、広報、安全管理の各担当で構成されている。

#### 読書振興

##### ○図書室の司書業務サポート（放課後15:00～17:00）

平日の午後3時から5時、毎日図書室を利用できるよう司書役のスタッフを配置。司書教諭の指導を受けながらサポート

#### ICT振興

##### ○コンピュータ室・PCの貸出し（PCスキルと情報編集力の振興）

コンピュータ室のパソコンをクラブ活動として使用・指導  
（HP制作、LAN環境等、映像プレゼン技術指導）

#### 学力振興

##### ○土曜日寺子屋（土曜日9:00～12:00、年30回）

土曜日に、生徒の自主的な学習を支援する寺子屋を主催。

※ 大学生のボランティア・ティーチャーズ

和田中インターン（平日の授業でのTTサポート）

##### ○英語コース（木曜日放課後、土曜日9:30～12:05の週2回）

中3の秋までに英検準2級の取得を目指す。

#### スポーツ振興

##### ○スポーツ振興のサポート（部活動時）

クラブ活動のコーチを探し、供給（サッカー、バスケット等）

#### 緑化振興

##### ○グリーンキーパーズによる学校の緑の保守（週2回程度）

校内の芝生の定期的な管理及び樹木や草花の手入れ

※ 実行委員：聖堂前商店街の皆さん等

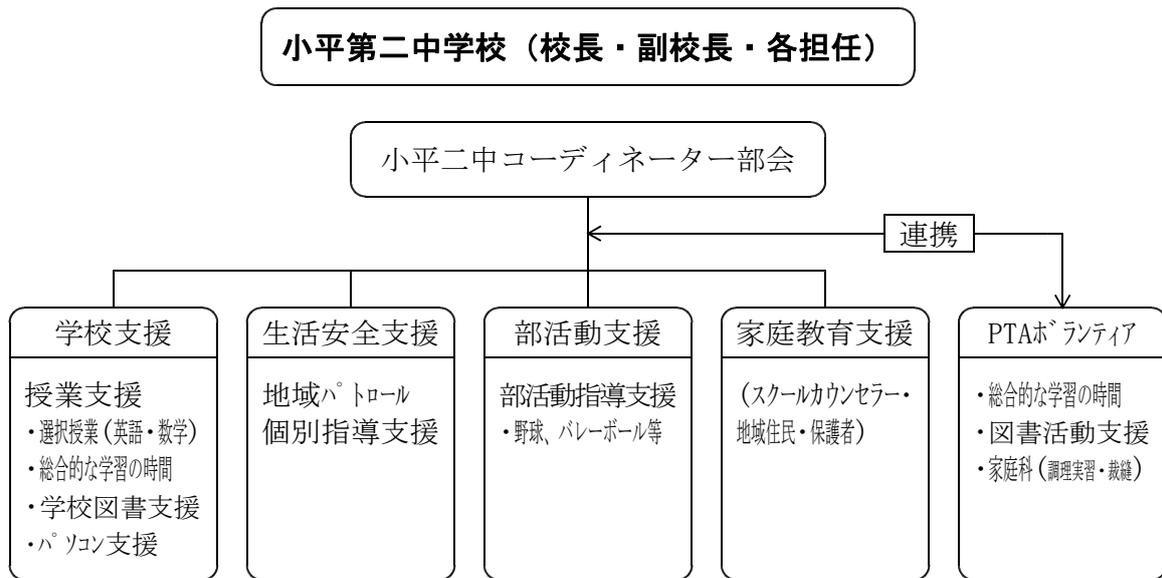
（資料）「和田中学校流 最強の学校支援本部の作り方」等より作成。

# 学校支援ボランティアの取組

— 小平市教育委員会 —

小平市教育委員会では、「地域で育てようすこやかな子ども」を合言葉に、家庭・学校・地域社会が一体となって教育改革に取り組んでおり、子どもたちの安全確保から授業支援まで、地域全体で学校を支援する活動が実施されている。

## 【小平市立小平第二中学校の学校支援ボランティア体制】



(注) ボランティアの登録は、教育委員会で行っている。

## (参考) 小平市の学校支援ボランティアの参加状況 (平成18年度)

区分		授業支援				介助 児童生徒の介助	図書指導等		安全 学校外の巡視等	その他	計
		教科・総合的な学習	クラブ活動・部活動	遠足・校外学習	その他行事		本の読み聞かせ・読書指導	本の貸出・返却・整理等			
学生	人数	2,578	230	22	205	61	14	1	0	248	3,359
	時間	9,415	828	160	603	91	19	0	0	1,166	12,282
社会人	人数	5,076	698	927	1,219	415	5,014	3,112	20,703	4,569	41,733
	時間	9,540	1,196	2,107	2,504	912	3,111	4,907	16,814	7,182	48,273
計	人数	7,654	928	949	1,424	476	5,028	3,113	20,703	4,817	45,092
	時間	18,955	2,024	2,267	3,107	1,003	3,130	4,907	16,814	8,348	60,555

(資料) 「小平市の教育(平成19年度)」等により作成。

## 欧州共通の資格フレームワークについて —European Qualification Framework for Lifelong Learning (EQF) —

- 欧州連合（EU）は、生涯学習の観点から、欧州域内の資格に関する共通化フレームワークの創設について2007年10月に勧告を採択。
- EQFは、各国のさまざまな資格間の「翻訳機能」を持つものとして、域内の資格の比較対照を可能とするもの。
- 各国は、2010年までにEQFに適合する国内の資格制度を整備し、2012年までに、国内の個別の資格をEQFと参照可能にすることが求められている（ただし義務ではない。）。

### 《概要と目的》

- EQFは、資格を8段階に分類。  
具体的には、各国の各資格が、どのレベルにあり、当該資格保有者がどのような知識、技能、職業能力、個人としての能力（コンピテンシー）を持つか、比較可能とする。
- EQFは、以下の目的を持つ。
  - ① 知識・技能・能力について、教育機関や職業訓練機関の供給と労働市場の需要のより良いマッチングを可能とする。
  - ② ノンフォーマル・インフォーマルな教育の通用性や認知度を向上させる。
  - ③ 国際的な資格の活用を向上させる。

### 《EQFの対象》

普通・成人教育、職業教育・訓練、高等教育等、義務教育終了後以降の公式及び非公式の教育。

### 《EUの他の制度との関係》

- ユーロパスは、各個人の学歴・資格等のポートフォリオであるが、各資格の互換性については表示されない。将来的には、ポートフォリオにEQFを反映させる。
- EQFは、ボローニャ・プロセスの枠内で構築されている欧州高等教育圏の資格枠組みと互換性を持つ。

